

都市計画の策定経緯の概要

① 決定内容

鳥栖基山都市計画都市計画区域に、地区計画区域（塚原北地区地区計画）を設定する。

② 計画決定までの手続き

事 項	時 期	備 考
1. 素案作成及び県と下協議	令和 8年 1月 5日	
2. 下協議（県の回答）	令和 8年 1月 23日	
3. 原案作成	令和 8年 3月 18日	
4. パブリックコメント	令和 8年 5月 1日 ～令和 8年 6月 1日	基山町まちづくり基本条例に基づき 30日間
5. 地元説明会	令和 8年 5月 12日	
6. パブリックコメントに基づく原案に対する意見の募集	令和 8年 5月 18日 ～ 6月 1日	意見提出：1件
7. 公聴会	令和 8年 7月 28日	
8. 都市計画案の作成	令和 8年 8月上旬	
9. 県と事前協議	令和 8年 8月中旬	
10. 事前協議（県の回答）	令和 8年 9月中旬	
11. 案の公告・縦覧	令和 8年 10月上旬 ～10月中旬	縦覧期間 2週間 意見書提出期間 2週間
12. 基山町都市計画審議会	令和 8年 11月中旬	
13. 県への協議申出	令和 8年 11月下旬	
14. 県の回答	令和 8年 12月中旬	
15. 決定告示	令和 8年 12月下旬	

③対象地区

三養基郡基山町大字宮浦字塚原886番1、886番2、886番12、887番1、887番3、887番7の一部、887番19、888番、889番1、890番、891番1、891番2、893番1、893番2、894番、895番1、895番3の一部、895番3地先水路、903番1、904番1の一部

計 1 9 筆